



平成 26 年 3 月 吉日

震災復興支援ご担当 様

滝川株式会社奨学金制度  
2015 年度 奨学生募集のお知らせ

拝啓 震災から早 3 年が経過しましたが、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。テレビでも復興に向けた取り組みが紹介されておりますが、そのご苦勞はいかほどかと計り知ることはできません。一日も早い復興が実現することを心よりお祈り申し上げます。

さて本日は、一昨年より実施しております滝川奨学金制度の 2015 年度の募集要項が確定いたしましたのでご案内させていただきます。本奨学金は、東日本大震災により被災し、経済的基盤を失うなどの事由により理美容師を目指すことが困難になった学生を対象とした奨学金制度（返済不要）で、岩手、宮城、福島に在住の高校生を対象にしたものです。

他の奨学金との併用も可能としながら、理美容学校に通う 2 年間の奨学金（授業料、入学金）を給付するほか、夏休み期間中に弊社研修施設『伊豆ビューレック』にて、現役の理美容師を講師に招きサマースクールを開講するなど、技術向上の支援活動も行っております。

つきましては、応募書類を同封いたしますので 2015 年 3 月に卒業見込みで奨学金募集要項内の応募資格に該当する生徒に向けた告知へのご協力をお願い申し上げます。県内の高校には郵送にてご案内しておりますが、周知には至っていないようです。

ぜひとも、当制度の趣旨をご理解いただき、ご賛同及びご協力を賜れば幸甚に存じます。

敬具

【同封資料】

- ・ 趣旨
- ・ 募集要項 (2 部)
- ・ 奨学金申請書 I・II (2 部)
- ・ 推薦書 (2 部)
- ・ 奨学金規程 (2 部)
- ・ サマースクール報告記事
- ・ 『伊豆ビューレック』パンフレット

高 号 外 平成 26 年 3 月 28 日
各高等学校長 殿 宮城県教育庁高校教育課長 (公印省略)
本書のとおり写しを送付しますので、内容について承知願います。
担当 調整班 電話 022-211-3716



滝川株式会社 奨学金事務局  
TEL 03-3845-2111  
FAX 03-3845-0680  
syogaku@takigawa.co.jp

## 〔滝川株式会社奨学金制度〕

震災の影響により理・美容師への夢を諦めなければならなくなった  
学生のための奨学金

### 趣旨

東日本大震災により被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。  
被災地の一日も早い復興ならびに皆様の安全とご健康を心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災は想像を超えた大きな被害をもたらしました。地域経済を支えていた生産拠点を津波はすべて飲み込み、幸せな家庭までも奪われてしまいました。皆様から愛された多くのサロンも流されてしまいました。なかには理・美容師になりたい！！親のお店を継ぎたい！！そのような夢も、大震災によって諦めなくてはならないかもしれません。そういう人を救いたいという思いが強くありました。

本奨学金制度は、東日本大震災により被災し、経済的基盤を失うなどの事由により理美容師を目指すことが困難になった学生を対象としたものであり、本制度によりその夢をあきらめることなく、将来に希望をもった理美容師が一人でも多く誕生することを期待し支援するものです。

サロンの繁栄なくして業界の繁栄はありません。サロンの繁栄は理美容を愛する人達によってなされます。

当社は業界によって支えられ、2011年、創業80周年を迎えることができました（震災のため記念祝賀会は自粛させていただきました）。その恩返しのお返しで、夢を諦めなくてはならなくなった学生に対する返済不要の奨学金給付による支援活動を行ないます。

理美容業界が今後さらに発展していくための新たな人材が育ち行く一端を、少しでも担うことができれば幸いです。

滝川株式会社  
代表取締役会長 滝川 晃一

# 「震災の影響により理・美容師への夢を諦めなければならなくなった

## 学生のための奨学金」募集要項

2014. 2. 1 一部改訂

奨学金名： 「震災の影響により理・美容師への夢を諦めなければならなくなった学生のための奨学金」

対象者： 被災地3県、岩手県・宮城県・福島県在住の理美容師を目指している高校生で、震災により経済的基盤を失い修学が困難な者

支援内容： 2013、2014、2015年度入学から卒業までの2年間の学費〔返済不要〕  
(入学金及び授業料として一人当たり2年間で200万円を限度)  
合宿型無料サマースクールの開講(在学中の夏休み期間を利用し、講師は現役理美容師を招きます) 宿泊費・交通費は弊社負担。

対象人数： 被災地3県(岩手、宮城、福島)から 計9名  
2013、2014、2015年度の各年の入学者 総計27名

募集期間： 2014年5月1日(木)～2014年7月15日(火) ※2015年度入学者対象

応募資格： ・東日本大震災により被災し、経済的基盤を失うなどの事由により理美容師を目指すことが困難になった学生  
・岩手県、宮城県、福島県の高等学校に在籍する者で同3県内の理美容学校に進学を希望する者  
・岩手県、宮城県、福島県の高等学校を2015年3月卒業見込みの者  
・高い志を持ち、品行が正しく、かつ健康である者  
・奨学生となった際に取材などに応じることが出来る者  
※ 他の奨学金との併用が可能です。

応募方法： 申請書等に必要事項を記入の上、下記の書類を提出

- ・奨学金申請書(別紙)  
(進学を希望する専門学校を第2希望まで記載、通学方法を記載等)
- ・高等学校長の推薦状(別紙)
- ・健康診断書(コピー可)

※申請書等は弊社ホームページにてダウンロードできます。

提出先： 滝川株式会社内 奨学金事務局  
〒111-8511 東京都台東区元浅草3丁目2番1号

提出期限： 2014年7月15(火) ※当日消印有効

選考方法： 書類による一次審査の後、審査委員会による二次審査を実施

発表方法： 審査結果は9月上旬に在学する高等学校を通じ本人に連絡

審査委員会： 本制度は以下の有識者の方々による審査によって行なわれます。

- ・石野 清治 氏 (元厚生省事務次官、社会福祉法人同愛記念病院財団会長)
- ・山東 昭子 氏 (参議院議員、前参議院副議長)
- ・鈴木 正壽 氏 (社団法人日本理容美容教育センター理事長)
- ・塩谷 信幸 氏 (北里大学名誉教授)
- ・田中 雅子 氏 (職業訓練法人全日本婚礼美容家協会会長、NPO 法人日本美容技術振興センター理事長)
- ・丹羽 健介 氏 (東京清和法律事務所 弁護士、元第一東京弁護士会会長)

奨学金給付方法： 奨学生が進学する専門学校より奨学金事務局宛 (滝川株式会社) に請求書を発行して頂き専門学校に直接支払いを行います。

個人の都合により退学、休学、停学等した場合や個人の都合により修学が困難になった場合、誓約書に反した行動をとった場合は奨学金の給付が中止になる場合があります。

その他： 辞退者が出るなど定員に満たない場合でも追加募集は行わず次年度の募集人数を増やすことで充当するものとします。

応募書類は返却いたしません。

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき適正に管理いたします。

本奨学金に関するお問い合わせ先  
滝川株式会社 奨学金事務局 石井、小松原、清水  
電話：03-3845-2111 FAX：03-3845-0680  
E-mail：syogaku@takigawa.co.jp  
<http://www.takigawa.co.jp>

# 滝川株式会社奨学金 申請書

【申請書-I】

※事務局記入欄

滝川株式会社 御中

受付番号 /

私は、貴社奨学金を申請いたします。

本人	(ふりがな) 氏名				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 写真(カラー) (4cm × 3cm)                   上半身の写真 裏面に氏名を 書いて、のりで はりつけること             </div>			
	生年月日	西暦	年	月		日 ( 歳)	性別	
	在籍学校名	立		高等学校		課第 年		
	(ふりがな) 現住所	〒 -						
	TEL		携帯					
保護者	(ふりがな) 氏名				本人との続柄			
	(ふりがな) 現住所	〒 -						
	TEL		携帯					
志望専門学校 (第一志望)			学校	コース				
進学後の生活 環境	自宅 ・ 下宿 ・ 親戚または友人宅 ・ その他 ( )							
志望専門学校 (第二志望)			学校	コース				
進学後の生活 環境	自宅 ・ 下宿 ・ 親戚または友人宅 ・ その他 ( )							
上記専門学校を志望した理由								
被災状況	家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ その他 ( )						
	現住所について	自宅 ・ 仮設住宅 ・ その他 ( )						
	家計を支える者の 就業状況変化	失業 ・ 休業 ・ 給与減額 ・ 影響なし						
	世帯全体の収入金額状況 (震災前、震災後の状況を具体的に記入してください)							

上記事項に相違ありません。

家庭の状況	続柄	氏名	年齢	職業（勤務先名・学校名）	現住所（同居の場合は不要）
健康状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いままでに大きな病気をしたことがありますか  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>ない</span> <span>・ ある（病名 <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px; display: inline-block;"></span></span> <span>・ いつ頃 <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px; display: inline-block;"></span></span> </div> </li> <li>・ パーマ剤やカラー剤などでかぶれた事がありますか（<span style="border-bottom: 1px solid black; width: 100px; display: inline-block;"></span>）</li> <li>・ その他気になることがあればご記入ください  <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 40%;"></span> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 40%;"></span> </div> </li> </ul>				
自己の性質	（長所と短所）				
理美容師志望理由					

上記事項に相違ありません。

提出書類チェック欄  申請書Ⅰ  申請書Ⅱ  推薦書  健康診断書

●お預かりした個人情報は、奨学生選定とそれに伴う管理のために使用いたします。弊社は、貴方よりお預かりした個人情報をすべて機密に保持し、業務上知る必要のある関係者以外に提供、預託、開示、漏洩、事前の承諾を得ずに複製などはいたしません。上記を同意いただいた上で、申込書のご提出をお願いします。本件に関するお問い合わせ、訂正、削除のご依頼は、滝川株式会社奨学金事務局 TEL03-3845-2111へご連絡をお願いします。



(裏面)

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing. The lines are evenly spaced and extend from the left margin to the right margin.



# 滝川株式会社奨学金 推薦書

※事務局記入欄

受付番号 /

滝川株式会社 御中

下記学生は貴社の奨学金制度の奨学生としての確な人物と認め推薦いたします。被推薦者が奨学生となった際には、奨学金の規程を遵守するよう指導いたします。

(ふりがな)		性別	男 ・ 女
被推薦者氏名			

## 推 薦 者

学校名	
所在地	〒 -
校長名	印

	1年	2年	3年		1年	2年	3年
授業日数				欠席日数			
出席日数				出席停止・忌引き等の日数			

### 被推薦者の日常生活の態度、学習意欲

--

その他、特記すべき推薦理由があればご記載下さい。

--

この推薦書の記載内容に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

(記載担当者)

被推薦者との関わり： ( 担任 ・ その他 ( ) )

連絡先：

氏名： 印



震災の影響により理・美容師への夢を諦めなければ  
ならなくなった学生のための奨学金 規程

平成24年7月 1日制定

平成24年7月10日改訂

平成25年2月 1日改訂

滝川株式会社 奨学金事務局

第 1 条 目的

この奨学金規程は、「震災の影響により理・美容師への夢を諦めなければならなくなった学生のための奨学金」（以下、滝川奨学金制度）に関する必要な事項を定め、制度の円滑な運営を図ることを目的とする

第 2 条 奨学生の資格

- 1 東日本大震災により被災し、経済的基盤を失うなどの事由により理美容師を目指すことが困難になった学生
- 2 岩手県、宮城県、福島県の高等学校に在籍する者で同県内の理美容学校に進学を希望する者
- 3 上記の学校を 2013、2014、2015 年の 3 月卒業見込みの者

第 3 条 奨学金の申込み

奨学金を希望する者は下記の書類を奨学金事務局に提出するものとする

- ① 奨学生申請書（別紙）
- ② 在籍する高等学校長の推薦書（別紙）
- ③ 健康診断書（コピー可）

第 4 条 学校長の推薦

奨学金の支給を希望する者については高等学校長の推薦書を必要とする推薦書には出席状況、授業態度等を含め推薦理由を記入していただき、在籍する高等学校長の署名、捺印のあるものとする

第 5 条 奨学金支給の決定

- 1 奨学金対象者の決定は申請書により奨学金事務局で一次審査を行い、滝川奨学金制度審査委員会により最終決定を行う
- 2 採用が決定した奨学生には在学の高等学校の担当者を通じて通知する

第 6 条 誓約書等の提出

奨学金の対象者となった者は、下記の書類を提出する

- ① 誓約書（別紙）
- ② その他奨学金事務局が必要と認めたもの

第 7 条 奨学金の支給範囲および支給期間

- 1 支給期間 2013、2014、2015 年度入学から卒業までの 2 年間
- 2 支給対象
  - ① 入学金
  - ② 授業料
  - ③ その他奨学金事務局が必要と認めたもの

第 8 条 奨学金の支給

奨学金の支給は奨学生が入学を希望する専門学校より奨学金事務局宛に請求書を発行していただき専門学校に直接支払いを行う  
当奨学金は給付とし、返済の義務は生じないものとする

## 第 9 条 適格認定

- 1 奨学金事務局は在学中の専門学校の協力を得て、奨学生の資格の確認等（以下、適格認定という）を行うものとする
- 2 奨学生は奨学金事務局の定める基準書を学校に提出し、出席状況、単位取得状況等、必要事項を記入していただき奨学金事務局へ提出しなければならない
- 3 適格認定は各学期ごとに行うものとする

## 第 10 条 奨学生の異動届出

奨学生は下記の項目に該当する場合は直ちに奨学金事務局に届け出なければならない

- ① 奨学生の氏名、住所、連絡先の変更
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ その他重要な事項に変更があったとき

## 第 11 条 奨学金の支給停止

奨学生が下記の項目に該当すると認めるときは奨学金の支給を停止するものとする

- ① 傷病などのために修学の継続が不可能となったとき
- ② 学業成績又は素行が著しく不良となったとき
- ③ その他奨学生として適当でない事項が判明したとき

## 第 12 条 奨学金の辞退

奨学生は事務局に申し出ることにより奨学金の辞退をすることができるものとする

## 第 13 条 奨学生の遵守事項

奨学生は以下の事項を遵守しなければならない

- ① 奨学生は理・美容師の資格所得を目標に勉学に励むこと
- ② 滝川株式会社が行う奨学生対象の各行事には積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努めること
- ③ 奨学生に決定した後、奨学生として、理美容師になるため励んでいる様子を取材することに快く応じること
- ④ 当社の定める奨学金規程を守り、当社並びに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続きを行う義務があること

## 第 14 条 その他

奨学金の支給を決定した者であっても理美容学校への入学前に奨学生としてふさわしくない事項が発生した場合は奨学金の支給を取消しとする

## 第 15 条 付則

- 1 本規則は平成 24 年 7 月 1 日より施行する
- 2 その他必要と認められるものはその都度定める